



生活バイロット

利殖商法トラブルが増加

関するトラブルが増加しています。最近では「名義を貸してほしい」と説いて、その後「名義を貸してほしい」と言つて「名義を貸してほしい」で説得された。名義を貸しは犯罪」と言つて不安にさせお金をだまし取る新たな手口が横行しています。注意しましていき、倍の金額で買い取るといった利殖商法にましよう。

【事例】未公開株の案内が届いた直後に別の業者から、「案内が届いた30人しか株購入の権利がない。値上がりが期待で購入希望しき」も、買い物取り業者が約束を守ることはまずありません。業者に支払った後でお金を取り戻すことには非常に困難です。

ている人がいるので名義を貸してほしい。迷惑は掛けない」と電話で説得された。名義を貸すだけなら問題ないと思つた。購入代金100万円は勧誘され、業者が支払つたらしい。しばらくして勧誘業者から、「名義貸しは犯罪になる。逮捕されれるかも知れない。こちらは罰金4千万円支

万円を支払ってしまう。

【アドバイス】

▼事例のように、「犯罪だ」「裁判になる」と言わると、自分も悪いと思い込んで業者の言いなりになってしまふようです。

「違約金」「解約料」などを要求されても支払わないようにしましょう。

▼「必ずもうかる」「高値で買い取る」といった言葉を信じ、未公開株などを購入しては、住まいの市町村の

▼仕組みが理解できない投資などのもづけ話には手を出さないようになります。

▼本年度、県内でも数百万円単位の被害に遭つた方が大勢います。注意しましょう。

▼不安に思つたり、トラブルが生じた場合は、住まいの市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、**097-534-0999** (消費生

「名義貸し」に用心を

▼「必ずもうかる」「高値で買い取る」といった言葉を信じ、未公開株などを購入しても、買い物取り業者が約束を守ることはまずありません。業者に支払った後でお金を取り戻すことには非常に困難です。

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、**097-534-0999** (消費生